

# 病院労組2023年度要求書を提出



要求書を提出する山本委員長

**物価の高騰で  
賃上げは急務**

2月28日府職労・病院労組は、「2023年度要求書」を病院機構理事長あてに提出しました。

要求書の主旨説明では、物価の高騰で職員の生活が大変厳しくなっている、賃金の引上げは急務であり、この間給料表の改定されていない、賃金の大幅引き上げを求めました。また、定年引上げの早急な提案、少数職種の昇任・昇格基準を明確に、年休を取得しやすいように師長への指導、大阪府と同じように小学校3年生までの子育て部分休暇などを求めました。

**安心して働き  
続けられる職場を**

主旨説明後、山本桃代委員長は、「日々頑張っている職員に報いる労働条件の改善を」と病院機構当局に求めました。要求書を受け取った病院機構本部の伊庭次長兼総務マネージャーは、「要求内容は、どれも重要な事項。コロナによる見通しがたまたない中ですが、協議させていただき、別途回答します」と述べました。

府職労・病院労組は、職員の健康と安心して働き続けられる職場をはじめ、職員の労働条件の向上等をめざして、引き続き折衝・交渉を強めます。労働組合が交渉するからこそ、少しずつでも要求が実現します。自分や周りの仲間を守るためにも、労働組合に加入しましょう。

組合加入はこちらのwebページから申し込みができます。



## 府立病院労組2023年度要求書

【1】労使慣行を尊重し、労使間の確認事項を遵守すること。勤務条件等にかかわる事項は、合意することを前提に労使協議を十分尽くすこと。

### 【2】賃金と諸手当等に関する要求

- ① すべての病院関係職員(再雇用職員、非常勤職員を含む)の賃金水準を大幅に引上げること。また、「給料は国立病院機構、手当は大阪府に準じる」との原則を遵守すること。
- ② 「定年引き上げ」については「雇用と年金の接続」を原則とし、「職務給の原則」にもとづく賃金を保障すること。また、早急に提案し、十分な協議を保障すること。
- ③ コロナウイルス感染患者の対応に従事した職員においては防疫等作業手当と

- ともに、危険かつ特殊な勤務であるため給与上、特別の考慮を行なうこと。また、陰性・グレー患者・濃厚接触者の対応であっても、PPE着用が必要な対応には、同じく防疫等作業手当を支給すること。
- ④ コロナウイルス以外の防疫等作業手当の引き上げを行うこと。
- ⑤ 病院別・職種別による手当の差別化は行わないこと。
- ⑥ 出産にかかる手当支給時の「出生証明書を作成」要件を見直し、助産師等に対象を拡大すること。
- ⑦ オンコール手当を新設すること。
- ⑧ 手術室看護師手当を一律1万3千円とし、休日等緊急手術手当は全病院の該当者に支給すること。専門性を伴う作業を行う者については、実態に応じた手当を支給すること。
- ⑨ 専門看護師手当を増額し、「専門・認定看護師」の支給対象を拡大すること。

- ⑩ 医療専門資格手当支給の職種及び資格を拡大すること。
- ⑪ 「業務に関する会議」「看護研究」「学習会」等は準備も含めて勤務時間内に行うとともに、時間外に及ぶ場合は時間外勤務(準備を含む)として手当を支給すること。また、全職員対象とする研修で、時間外でのオンライン視聴は、時間外勤務として認めること。
- ⑫ 事前出勤含め、時間外勤務は本人の申請どおり認めること。

### 【3】非常勤職員の均等待遇に関する要求

- ① 非常勤職員の賃金や諸手当(一時金を含む)、休暇制度等については、正規職員と均等待遇とすること。
- ② 2017年4月1日以降に雇用した非常勤職員についても、労働契約法に基づく「無期転換ルール」を適用すること。

- ③ 経験年数加算など昇給制度を設けること。
- ④ 時間外勤務を行った場合は適正に時間外勤務手当を支給すること。
- ⑤ 無期雇用契約をした者の定年後の再雇用は、65歳が限度とあるが、定年引上げと連動して、雇用継続ができるようにすること。また、非常勤職員の採用に関する年齢制限を引き上げること。

#### 【4】業務量に見合う人員増に関する要求

- ① コロナウイルス感染患者を受け入れている各センターの感染防止対策について、必要な体制を強化するための職員を大幅に増員すること。とりわけ、看護師の増員を行うこと。
- ② ILO看護職員条約にもとづき、看護師の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- ③ 退職後の欠員は正規職員で補充すること。また、年度途中退職や産休・育休の代替措置についても正規職員で対応すること。
- ④ 再雇用職員(60歳以上)、認定看護師、育児短時間・部分休業取得者については、定数外配置とし、本人の希望を尊重した勤務形態とすること。
- ⑤ 夜勤は正循環、月8回(72時間)以内とし、有給のインターバル制度を新設すること。
- ⑥ 月内に週休日が確保できるよう人員配置するとともに、生理休暇や年次有給休暇など諸権利が取得できるようにすること。

#### 【5】長時間・過密労働の解消に関する要求

- ① 36協定を遵守し、長時間労働の解消をはかること。裁量労働制や変形労働時間制を導入せず、労働時間の把握を徹底すること。導入にあたっては、労使協議・合意を前提とすること。
- ② 厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知をはかること。「時間外勤務(手当)の申請・承認のためのガイドライン」については、法の趣旨をふまえて適正に運用すること。
- ③ 研修等の参加を強制しないこと。研修や研究発表等は勤務時間内で行うよう必要な人員体制を確保すること。
- ④ 2交替勤務等、ニーズにあった多様な勤務形態は尊重するが、患者・職員へのリスクを伴う長時間労働は強制させないこと。その場合、休憩時間の十分な取得や労働時間短縮など労働時間を整えること。

#### 【6】昇任・昇格改善、人事評価に関する要求

- ① 少数職種の昇任・昇格については、それぞれの役職の昇任・昇格の基準を明らかにし、職種間・病院間で区別することなく誠意をもって対応すること。
- ② 職場に差別と断断を持ち込み、チームワーク重視の医療体制をこわす人事評価制度を廃止し、評価結果の賃金等への反映は撤回すること。
- ③ 育成記録の目標など、職員の育成について数値目標を押しつけないこと。評価者研修等を徹底し、他事考慮や恣意的評価を排除すること。

#### 【7】休暇制度に関する要求

- ① 年次有給休暇については、職員の申請にもとづき取得できるようにし、取得しやすいように師長への指導も行うこと。とりわけ、月2日を本人希望で取得できるようにすること。また、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を示し、労使協議・労使確認を行うこと。
- ② 育児の短時間勤務制度の拡充(対象となる子を小学校3年生まで拡大)、ならし保育の育休中対応、リフレッシュ休暇の新設など休暇制度の拡充をはかること。
- ③ 次世代育成推進法や女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、安心して子育てできるよう、保育特別休暇の対象と取得時間の拡大や自己啓発休暇を新設すること。
- ④ 病棟勤務職員の連続休暇を週1回、土日の連続休暇を最低月2回保障すること。週休日「振替」は1週間以内とし、4週間を超えない体制を確保すること。
- ⑤ 生後1歳6か月までの子どもがいる職員の夜勤免除を行うこと。育休取得者の職場復帰にあたって、一定期間の夜勤免除など軽減措置のうえで職場復帰させること。
- ⑥ ボランティア休暇を復活すること。
- ⑦ ワクチン接種後、副反応の症状がある場合は、職員が安心して「職務専念義務免除」を取得し、休養できるよう配慮すること。また、副反応により「職務専念義務免除」となる可能性も十分に考慮した勤務体制とし、職場が混乱することのないようにすること。

#### 【8】職場環境の改善、福利厚生の充実に関する要求

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の長期化が予測されるもと、緊急対応ではなく長期的に対応できる体制を確立すること。また、5類への移行となっても感染防止対策による労働条件の変更などを行なう場合は、労使協議を行い、必要な情報

提供、意見交換を行うこと。

- ② 「安全衛生管理規程」第19条にもとづき安全衛生協議会を充実させること。職場実態を適切に把握し、過重労働とメンタルヘルスの抜本的な対策を講じること。
- ③ パワハラ・セクハラ・マタハラなどのハラスメントを一掃するため、抜本的対策を強化すること。ストレスチェック集団分析の結果をふまえ、職場環境改善につなげること。
- ④ 休暇取得の促進・ハラスメントのない職場に努めるためにも、特に所属長である管理監督者への指導・教育を行うこと。
- ⑤ 府立病院機構互助会の福利厚生事業を充実し、事業主負担金を増額すること。また、奨学金の借り換え制度を新設すること。
- ⑥ 各支部の組合事務所は無償供与すること。

#### 【9】公的責任を果たす府立5病院に関する要求

- ① 高度専門医療と政策医療の充実をめざし、府立病院機構への運営費負担金の増額を大阪府に求めること。とりわけ、コロナウイルス感染症患者の受け入れにかかる赤字負担を大阪府に求めること。大阪府と大阪市の「府市病院経営統合」検討の中止を求めること。
- ② 府立5病院を府立直営に戻すこと。
- ③ 医師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・看護助手・手話通訳など恒常的業務のある職種は正規職員で確保し、技術の集積が継承できる体制をつくること。
- ④ 大阪はびきの医療センター・大阪母子医療センターの建て替え計画、病院の診療機能見直し等に関する医療体制や労働条件等の協議を支部とも十分に行うこと。
- ⑤ 地震など災害時対応については、利用者の安全を守るためにも、職員が十分に役割を発揮できる防災訓練とともに、災害時のマニュアル化など法人として指針を示すこと。
- ⑥ 医師や看護師の確保対策を大阪府や国に働きかけること。病院機構として医師確保対策(特に女性医師確保)のための予算と条件整備を行うこと。

以上